

伝承としての近親婚（二）

——桓武天皇と酒人内親王——

阿部 寛子

一 はじめに

桓武天皇・酒人内親王の婚が「異母」か「同母」かで解釈がわかれることは前稿までに述べたが、ここでは桓武天皇・酒人の伝承についてさらに踏み込んで考察してみたい。

また古事記の安康天皇の同母姉婚についてもすでに述べたところであるが、その長田大郎女は巫女的女性であったと考えられる。桓武・酒人の場合も、兄妹婚の伝承が残り得たのは、酒人の前斎宮という聖性と不可分の関係があるのかもしれないが、桓武とはどのような「王」として人々に記憶されているのか、あるいは時代状況が、そうした桓武の「兄妹婚」伝承とどのようにかかわっているのかがさらに問われねばならないだろう。

桓武天皇といえば、歴史的にはまず「軍事と造作」といわれるように、蝦夷戦と平安京の建設が真先に、あげられる。この二つの事業にかかわって残っているいくつかの逸話は平安時代の王統の最初に位置する桓武のイメージを明瞭に示しているといわれる。

さらに、その権力意思の旺盛さも指摘され、王位についたその翌年、聖武の娘のなかで最後に残った不破内親王とそ

の子氷上川継を謀反の罪で捕らえ流罪に処したこと、さらには長岡京遷都の翌年七八五（延暦四）年、皇太弟Ⅱ早良親王を藤原種継暗殺事件に連座したとして追放したことなど、それらは桓武王統の「原罪」であったという言い方もされている。一方古くから、本来「徳政」を意図した恵み深く英明な天皇であったという説明も長くされてきたようである。⁽¹⁾

そうしたなかで、当面の問題に深くかかわることは「続日本紀」等から浮かびあがる桓武天皇をめぐる怨霊事件、伊勢神宮に関する祟りや朝原内親王齋宮派遣のことであろうかと思われる。

桓武朝の怨霊事件とは、ひとつは桓武即位（七八一・天応一）の年の翌年に起きた氷上川継謀叛事件であり、もうひとつはその三年後に起きた藤原種継暗殺・早良廃太子事件である。これらの事件は桓武の内奥深く影をおとし、やがて怨霊を生むようになっていくが、そもそも怨霊事件とは、桓武の前王朝である光仁朝の大きな事件に端を発するものであった。すなわち井上皇后廃后・皇太子他戸廃太子事件のことである。これらの事件こそ怨霊発生の源であったが、こうした光仁朝に齋宮として派遣されたのが酒人内親王であった。

酒人内親王は、やがて退下し、前齋宮として皇太子山部王妃となり、当面の同母兄妹婚の伝承や桓武の寵幸伝承の主となっていく。それは、皇太子時代の婚でありながら、特に皇太子時代の伝承はみられず「桓武」に寵愛された前齋宮という形でしか伝えられていない。桓武と酒人の禁忌を超えた兄妹婚伝承は、そうした歴史的事情のなかでどう解釈されるべきなのか。まずは桓武以前、酒人齋宮派遣のことがあった光仁朝のことから考えていこう。

二 光仁朝の怨霊事件

桓武朝に先立つ光仁朝は、称徳朝以後途絶えていた齋宮が復活した時代である。すなわち、本稿の中心人物の一人である酒人内親王が伊勢齋宮に任じられ、退下後東宮妃となった時代として注目される。その復活の契機は何であったかを考えると、それは単に天皇の代替わりごとの齋宮卜定という意味ではすまないものがありそうだ。すなわち丁度そのころ井上廃后事件が起こり、世も不安定な時代を迎えていたからである。続く桓武朝にもさまざまな事件があり、その萌芽はこの期にあったとも思われる。さらにいうならこの光仁朝とは、聖武朝から称徳朝にかけて台頭した地方神八幡

神と訣別し、新たな神祇祭祀の出発をみた新王朝でもある。桓武・酒人の婚に注目する今は、まずこの期のことを確認する必要がある。

まず、井上皇后事件の概略を『続日本紀』によって次に記す。

A 七七〇(宝亀元)年 十月 光仁天皇即位。

十一月 井上内親王立后。

(同 二) 一月 他戸親王立太子。

七七二(宝亀三)年 三月 皇后井上内親王、巫蠱に座せられて廃せらる。

(同 三) 五月 皇太子他戸王を廃して庶人となす。

七七三(宝亀四) 一月 山部親王立太子。

(同 四) 十月 難波内親王呪詛の罪で井上・他戸を幽閉。

(同 六) 四月 井上、他戸没。

右のような事件の推移のなかで、光仁は宝亀三年五月二七日の詔で次のようにいう。

今皇太子と定め賜へる他戸王その母井上内親王の魘魅大逆の事ひとたび二たびのみにあらず。たびまねく発覚れぬ。その高御座天つ日継の座は、吾一人の私の座にあらずとも思ほしめす。故是を以て天つ日継と定め賜へる皇太子の位に謀反大逆の人の子を治め賜ふれば卿等百官人等天下百姓の念へらまくも恥しかたじけなし

立后後わずか二年余りで井上は廃后、他戸も一年余で廃太子となるが、右の詔によるとそれは「魘魅大逆」の故であった。つまり井上は天皇を亡き者にして他戸を皇位につけようと呪詛する「謀反大逆の人」であり、皇太子はその「謀反大逆の人」の「子」ということになる。

光仁が即位して、王統は壬申の乱以後ほぼ百年にして天武系から天智系へ転換することになった。次の天皇を視野にいれると、皇太子は、年齢資質からして山部(後の桓武)が最適であるとみられたが、天武系と天智系の融合を図るため聖武皇女の井上皇后の生んだ子、他戸親王が立てられたといわれるが、ここに二人は早々と斥けられたことになる。

この一連の事件のシナリオの作者が藤原百川であったことは、『公卿補任』に「時に他戸、皇太子の位にあり。公（百川）しばしば奇計を出だし、遂に他戸を廃す」とあることから明らかであろう。⁽²⁾

すなわち、この事件こそやがて光仁に祟りをもたらし、不穏な空気を社会にもたらす原因になっていくのである。この事件で、無念の死をとげた井上皇后のことを『水鏡』は次のように語る。

六年四月二五日井上の后うせ給にき。現身に龍になり給にき。おさべの親王もうせ給にきといふことよにきこえ侍き。同七年九月はつかばかりよごとに。かはら。いし。つちくれふりき。つとめてみしかば。やのうへにふりつもれりき。同八年冬あめもふらずして。よの中の井の水みなたえて。うちがはの水すでにたえなんとする事侍き。十二月に。百川がゆめに。よろひかぶとをきたるもの百よ人きたりて。われをもとむとたびたび見えき。又みかど。東宮の御ゆめにも。かやうにみえさせ給てなやましくおぼされき。これみな井上の后。おさべの親王の霊とおぼして。みかどふかくうれへ給て。諸国の国分寺にて金剛般若をよましめさせ給へり。（光仁天皇の条）

『水鏡』は、著者中山忠親の脚色の面が強いといわれているが、右の語りを、ここでは井上事件の一つの解釈を示すものとみておきたい。ここでは、井上が没した翌年七月、夜毎に「瓦・石・土塊」が降ったこと、またその翌年には日照り続きで井戸の水が枯れ、宇治川の水も干からびるほどであったこと、龍を水の神とみると龍に化した井上が、日照りをもたらしたことなどが語られる。さらに井上・他戸の霊が事件のシナリオ作者藤原百川や天皇皇太子の夢に現れ脅かしたともいう。まさに怨霊とっていいであろう。ここには井上・他戸の霊の祟りとして災異・異変がもたらされたという解釈があることになる。

怨霊がはつきり姿をあらわす早い例としては、

(1) 天平十八年六月十八日 僧玄昉死（廣嗣の政敵）。世相伝云。藤原廣嗣の霊の為に害せらる。（『続日本紀』）

(2) 天平宝字八年十月十六日 淡路廢帝国土を呪い給うにより日てり大風吹きて世の中わろく飢え死ぬる人おおかりき（『水鏡』）

などがあるが、後には怨霊が「御霊」と祀りあげられていき、「御霊会」なるものが始めて文献に現れるのは『三代実

録』においてである。

八六三(貞観五)年五月二十日 於神泉苑修御霊会。

その際の御霊の筆頭にあげられるのが、後述するように、桓武天皇によって斥けられた早良親王(尊号・崇道天皇)なのである。この朝廷による御霊会とは、「過去の政争の敗者が御霊に祀りあげられ」ており「政争の犠牲者とは、平安朝の生成期に排除された怨霊であり、まつろわぬ怨霊を御霊に祀りあげるのが、御霊会という儀礼システム」であったと、小峰和明氏はいう^③。

この神泉苑における御霊会とは、「近年しきりに疫病が流行り亡くなる人が多く、その災いの因がこれらの御霊にあるとされた」からであった。この御霊会をもって御霊信仰の成立とみるなら、当面の光仁朝の出来事はその前段階のものと考えられよう。『水鏡』の語る怪異現象は多分に説話的でもあるのだが、それは、御霊が疫病の流行のもととして定着をみる以前の段階のものとして、漠然たる社会不安を引き起こす源と考えられていたことを語るものだろう。『水鏡』のみならず、それは『続日本紀』の伝えるところでもあった。

B 七七二(宝亀三)年 六月十四日 讃岐国で疫病流行。

六月十六日 虹がでて、太陽の回りをとりまく。

二十日 野狐がでて、大安寺の豊の上になうづくまる。

二三日 日照りのため幣帛を畿内の神々に奉納。

八月 六日 異常な風雨、樹木が根こそぎにされ、家屋が破壊これを占うと伊勢神宮月読神崇りとでる。

八月 風雨、堤防決壊(河内国で二三箇所)。

九月二日 尾張国で飢饉。

十一月十三日 酒人内親王齋宮卜定。

右のような怪異・異変のなかで、「伊勢神宮月読神崇り」がみられることを記憶に留めておきたい。

その後、山部親王立太子(宝亀四年一月)。井上・他戸、難波親王呪詛で幽閉、そして井上・他戸没(宝亀六年四月)と事件の展開をみるが、ここで再び怪異・異変のことが頻出するようになるのである。

C 七七五(宝亀六)年 五月十一日 備前国で飢饉。

五月十三日 野狐が大納言藤原朝臣魚名の朝堂院内の座席に居坐る。

五月十四日 白い虹が天にかかる。

六月二二日 畿内の諸国に疫病の神を祀らせる。

六月二五日 日照りのため丹生川上神に黒毛馬を奉納。

七月 五日 参河・信濃・丹後の三国飢饉。

七月十六日 下野国が「黒い鼠数百匹があらわれ、数十里にわたって草木の根を食べた」と言上。

八月 五日 和泉国で飢饉。

七日 野狐があらわれて内裏の門にうづくまる。

二二日 伊勢・尾張・美濃三国言上「異常な風雨があり、人民三百人余、牛千頭余りが流され水中に没した。さらに国分寺・諸寺の塔が十九基も壊れた。官人・個人の家の被害は無数。」この日、疫病の神を畿内五カ国で祀る。

D 七七七(宝亀八)年十一月 一日 天皇不予。

十二月二五日 皇太子不予。

二八日 井上内親王の墓を改葬す。墳を御墓と称し、墓守一戸を置く。

七七八(宝亀九)年 三月二七日 大祓、使者を伊勢・諸社へ派遣。

前述のBは、井上・他戸が廃后・廃太子となった直後の異変状況であり、右のCは二人が没した後の異変である。そうした中でのDの井上の「改葬」はいつてみれば鎮魂のための祭祀でありそれは天皇・皇太子の病が井上の祟と考えら

れてのことに違いない。

さて右のような状況の中で、改めて注目したいことは、社会の不穏な状況と時を同じくして伊勢が注目されてくることである。Bでは、八月に伊勢月読神の「祟り」のことがみられた。そして、その十一月に酒人伊勢齋宮卜定のことがあった。称徳朝以来途絶えていた齋宮の復活である。一般には、齋宮とは天皇一代ごとに卜定されるものと考えられているが、このたびの齋宮復活の意味は、単なる慣例を越えた、即ち、伊勢の祟りに即応したものでなかっただろうか。

三 桓武朝と伊勢の祟り

七八一（天応元）年四月、桓武天皇即位。

その翌年再び暗い事件がおきることになった。氷上川継事件である。『続日本紀』によれば、ことの次第は以下に示すとおりである。

七八二（天応二）年閏正月十一日、因幡国守氷上川継が謀反を起こし逃走。その母、不破内親王（光仁皇后井上の妹）も叛逆者の近親であるから重罪にあたとされる。しかし、服喪中という理由で死一等を減じられ、伊豆へ流された。不破内親王（井上皇后の妹）と川継の姉妹は淡路国へ移配。

同年一月十九日、左大弁大伴家持ら政界の要人ら五人が事件に連座して、解任・追放。六月には、左大臣藤原魚名も事に座せられて大臣を免ぜられ大宰師として任地に赴く途中、病でなくなった。

同年七月二五日、桓武は、詔を発し、「罪ある者のことを省みると責任は予にある」と反省、天下に大赦して本官に復させる。

氷上川継は父の塩焼王が天武の孫であり、母の不破内親王が聖武の娘であったから天武の血脈を伝えることにおいて山部の比ではなかった。その氷上川継が皇位を主張し、朝廷を傾けんとしたのがこの事件であったといわれる。すなわち密かに危惧されていた天武系皇族の反対勢力の動きが表面化したものであり、事件の核心は王統にかかわる確執にあると一般には解釈されている。

大赦のあったわずか数日後、七月二十九日のことであった。右大臣以下と参議以上の官人が次のような奏上をしたという。

この頃災異荐りに臻りて妖徴ならびにあらはる。仍て龜筮に命じてその由を占ひ求るに、神祇官陰陽寮並に言す。国家の恒祀、例に依て幣を奠つると雖も、天下の縞素、吉凶混雜。茲に因て伊勢大神及び諸の神社、悉に皆祟りをなす。

山部皇太子が桓武として即位した年の十二月に光仁崩御のことがあったが、その服喪に関する神祇官陰陽寮の不服が右の奏上という形で現れたのである。すなわち服喪が長期にわたると一切の神事が停滞し、それによって伊勢・諸社が悉く祟りをなす、というのである。祟りの内容は冒頭にいう「この頃災異荐りに臻りて妖徴」があらわれたということであろう。しかも、光仁朝において井上の祟りが不安な社会現象を引き起こしたように、右でいう「災異・妖徴」に相当する現象が、この時期の『続日本紀』にも続出しているのである。その現象のみならず、この期の特異な状況を次に記そう。

E 七八一(天応元)年 十二月二三日 光仁崩御

(天応二)年閏 一月 氷上川継事件の、川継伊豆へ配流。

七八二(天応二) 二月一八日 空中で音がして雷のようであった。

三月 九日 虹が現れ太陽の周囲をめぐった。

四月一三日 重閣門に白い狐が現れた。

四月一六日 日照りが続く(雨乞いの祈禱)。

六月一四日 和泉国飢饉。この日地震。

七月 三日 雷雨、落雷により大蔵省の東の長蔵に火災がおき、内厩寮の馬二匹が落雷に打たれて死ぬ。

七月 伊勢神宮・諸社の祟り

八月十九日 延暦と改元。

（八月一日 朝原内親王伊勢齋宮卜定）

天応二（七八二年、閏一月の「氷上川継」事件以来の災いや不気味な自然界の現象は、「右大臣以下と参議以上」の官人の奏上のいう「災異・妖徴」に相当するものである。それはまた陰陽寮の占いによると「神の祟り」の故であったという。すなわち「氷上川継」の謀叛事件は、怨霊となって天皇に祟るのではなく、こうした社会不安をひきおこすものと考えられていたことがわかる。しかしながら、これらの災異・妖徴には作爲的なものがみられないこともない。

「神の祟り」とは何か。歴史的にその由来を考えるなら、崇神朝にあるような「疫病流行・百姓流離・反逆」あるいは「自然運行上の異変」（その他個人に死・病氣・啞）等であったといえそうだとするなら、「空中の音・虹と太陽・白い狐」といった怪異は、まさに、時人の想念のなかで造りだされた人為的怪異現象といえるのではないか。そういう状況のなかで生じたのが「伊勢の祟り」という奏上であった。

つまり、ここでいう神の祟りとは、神祇官側が作りだした桓武批判ではないのかとも考えられるし、あるいは光仁朝になって光があたってきた、神宮側の主張とみてもよいかもしれない。こうしたなか、八月一日の喪明けと同時に、朝原内親王伊勢齋宮卜定のことがあった。この齋宮卜定ことは光仁朝の酒人の場合を想起させるものだろう。伊勢の祟りと齋宮派遣。そのパターンはまさに一致するのである。

右の事件の三年後にはもうひとつの政治的事件すなわち藤原種継・早良廃太子事件がおきている。

七八五（延暦四）年 九月二三日 中納言藤原種継が、賊に射られて薨じた。

二四日 天皇は平城京から帰る。

大伴継人、大伴竹良とその徒党十人を捕らえてこれを取り調べたところ、そろってみな罪を認めたので、法によって判決し、斬首あるいは配流とした。

右に続いて、『続日本紀』には、初め種継が中心となって建議をし都を長岡に遷すことにし工事がつづけられていたこと、天皇が平城京に行幸することになり、皇太子の早良親王と右大臣の藤原是公・中納言の種継らが長岡の留守官に

なっていたこと、種継は夜松明を灯して工事を検分していたところ灯火のもとで傷をうけ、その翌日自邸で薨じた(時に四九歳)ことなどが綴られる。

この事件は同伴・佐伯両氏が中心となり、さらに北家も加わり、皇太子側近も関係していたと考えられ、そのため早良親王にも嫌疑が及ぶ。

同年、九月二十八日、早良皇太子乙訓寺に幽閉。廃太子の後淡路へ移送。

『日本紀略』のいうところによると、早良親王は無実を叫んで飲食を絶つこと十余日、淡路へ移送される途中、高瀬橋のほとりで絶命したという。さらに『日本紀略』によれば、この事件は同伴家持、同継人を中心とする人々が皇太弟早良親王と示し合わせて種継を暗殺、朝廷を傾けて早良を樹立しようと企てたもの、というのが捜査の結論である。しかし、右のような早良親王の抗議のようすをみれば、藤原種継事件に早良が直接関与したかについては疑問とされ、桓武は最も信頼する種継を失い、この機会を利用して安殿立太子を強引に進めたともいわれている。

同年、十一月二五日、安殿親王立太子。

早良皇太子と桓武は同母兄弟であった。しかし、桓武は安殿親王の立太子を望んでいたとされ、早良立太子は光仁の指示によるものとするのが通説である。

そして桓武はその後、「伊勢炎上」という大事件にめぐりあうことになる。

F 七九一(延暦十) 八月 三日 夜間に盗賊が入って伊勢大神宮正殿一棟、財殿二棟、御門三棟、瑞垣一重を焼く。

同年 八月十四日 神祇官首脳部を伊勢大神宮に遣わし奉弊・謝罪。

同年 十月二七日 病氣中の安殿太子祈禱のため参拝(二週間)。

G 七九二(延暦十一年) 六月 十日 安殿皇太子の久しい病は卜占で崇道天皇の祟りとでる。

同年 六月 十日 使者を淡路国に遣わし、靈に鎮謝。

七九五(延暦十四)年十二月二三日 不破内親王を淡路から和泉へ移す。

七九六(同) 十五年十二月二十九日 流人(伊豆) 氷上川継の課役を免ず。

七九七(同) 十六年 五月十九日 宮中に怪異が起こったとし、僧侶二人を淡路へ遣わし崇道天皇の霊に陳謝。

八〇〇(同) 十九年 七月十九日 早良親王に追称「崇道天皇」。

右のFは『続日本紀』、Gは『日本紀略』によるが、そこからは主として三つのことがみてとれる。すなわち伊勢の祟りと氷上川継及び藤原種継・早良の怨霊のことである。

伊勢の失火事件は、偶然のできごとではあるものの、桓武にとっては決定的な事件であったであろうし、それが伊勢の祟りと思われても当然である。さらにはその翌年安殿太子不予、それは早良の祟りとされた。この陰陽寮の卜占とて、いってみれば陰陽寮の桓武批判とも考えられる。この、桓武にとっての同母兄弟にあたる「早良親王追放事件」は、終生桓武につきまとい、晩年までその供養はつづけられていき、延暦十九年には「崇道天皇」の尊号が与えられることになった。

また不破内親王の墓を淡路から和泉へ移したり、あるいは伊豆の氷上川継の調庸を免じているところを見ると、まさに祟りとは、桓武の良心の呵責が生み出すものでもあったといえる。

こうして、桓武朝に起きたいまわしい二つの事件は、終生桓武の内奥に住みつくものとなったが、ここではもうひとつの側面を重視したい。すなわち、光仁朝の井上事件と同様そうした事件が一方で、伊勢の祟りと結びついて人々に記憶されることになったのではないかということだ。

右にのべてきたように災異・怪異という社会的現象が神祇官陰陽寮によって伊勢の祟りと解釈される以上、それは桓武の良心だけの問題では済まなくなっていることがわかる。伊勢神宮の祟りとは桓武への一種の批判でもあり、そうした批判を受け止めるものとしての国家対策の一つが齋宮派遣によって示されたのではないのか。後に詳述するように、神祀りの祭祀の起源をたどれば、神の祟りは祭祀者の問題でもあった。すなわち伊勢の祟りとは、祭祀の起源への回帰と神宮祭祀の再生を促すものとなったのではないだろうか。

桓武が即位した年（天応元年四月）の十二月に光仁は崩御したが、その喪の最中に伊勢の崇りの奏上があり、そして喪があけるやすぐさま朝原内親王斎宮卜定のことがあった。こうした伊勢の崇りと斎宮卜定ことは、すでにみた光仁朝の伊勢月読神の崇りと酒人卜定とまさに一致する。称徳朝以来跡絶えていた斎宮の復活はこうした社会不安とまさに対応するものであったのである。

四 光仁朝から桓武朝へ

聖武・称徳朝という八幡神に振り回された時代と訣別し、新たな出発をしたのが光仁朝であった。桓武が新時代を志向して出発しようとしたことはいくつかの点で指摘できるが、なかでも強力な印象をもたらすのが長岡京郊外で行われた郊天祭祀である。そのことはすでに指摘されているが、ここでしばし確認しておきたい。

郊天祭祀とは、長岡京郊外の交野の地で、おおきな煙燎（かがり火）をたき、その中に供えものを投げ込んで、祭文を捧げ「天帝・昊天上帝」を祭る中国風の儀式であり、この煙燎（かがり火）の煙が盛大で、それがまっすぐに天にたちのぼることが王位をよみする天の意思を表現するものであるという。桓武朝には延暦四年十一月、延暦六年十一月の二回、さらに文徳朝斉衡三年（八五六）十一月にみられるが、次に延暦六年十一月五日に行われた際の『続日本紀』に伝えられる祭文の一部をあげてみる。

天神を交野に祭る。その祭文に曰く「維れ延暦六年歳は丁卯に次る十一月庚戌の朔にして甲寅、天子を嗣ぐ臣謹みて従二位・行大納言兼民部卿造東大寺の司の長官、藤原朝臣繼繩を遣して敢えて昭らかに昊天上帝に告ぐ。臣恭しく瞻命にあたって、鴻基を嗣ぎ守り、幸いに穹蒼祚を降し、覆燾徴を膳るに頼りて、四海晏然として万姓康樂なり。まさに今、大明南に至りて、長晷を始めて昇る。敬んで、燔祀の儀を采り、祇しみて報徳の典を修む。

謹しみて、玉帛犧齊粢盛の庶品を以て、この禋燎に備え、祇しみて潔誠を薦む。高紹天皇神に配し主と作す。尚はくは饗たまへ。」

「昊天上帝」とは天の神、すなわち唐王室の始祖又は太祖（王朝の創始者）をさす。太祖であれば景皇帝、始祖であれば

李虎をさすということになるが、大和の天皇家で始祖すなわち「李虎」にあたる人物とは、天照大神か神武天皇ということになる。それをここでは昊天上帝に対して、父光仁（高紹天皇）を配しているのである。右の祭文は、中国のそれとほとんど等しく、唐制と異なる点といえば、父帝配祀、勅使の執行などであるとされているが、それゆえに父の光仁を「神に配し、主となす」としているのは、桓武が「光仁天皇を新王朝の始祖と考えた」⁴ことを意味するものであって、ここには光仁朝＝新時代という意識が鮮明に打ち出されていると理解できる。と同時に父光仁が「始祖」的存在であるならその「始祖」の子としての桓武の位置を新たに保障しようとしたものが右の儀式であったと考えられる。

ここで改めて光仁朝を振り返るならば、その新王朝とは深く仏法に帰依した聖武・孝謙・称徳の流れを断ち切り、神祇祭祀が王権の支柱であることを改めて宣言した時代でもあったといえる。光仁朝、井上他戸が没して丁度一年目の宝亀七年四月の詔をみてみよう。

勅すらく。神祇を祭祀するは国の大典なり。若し誠敬ならずんば何を以ってか福ひを致さん。聞く如く、諸社修せず、人畜損穢し、春秋の祀、亦多く怠慢せりと。これに因りて嘉祥降らず、災異荐りに臻れり。……

として神祇祭祀の奨励をする。すなわちここでは天神地祇の祭祀は「国の大典」であるとの理念が明示され、さらに、諸社は管理されず、人畜が壊したり汚したりして春秋の祭りも多くは怠ってやらないという。このために嘉祥は現れず、「災異がしきりに起こっている」というのである。ここには天神地祇の祀りがこのところ疎かにされていたことが記されているが、換言すれば井上・他戸が没した後の災異を鎮めるのは神祇祭祀に他ならないということになる。その期の災異とは、疫病流行のみならず、「虹・野狐」出現などの怪異・異変を含めたものということになる。光仁のこの詔を神祇祭祀復活の宣言とするなら、その延長上にあるものが「天応」の改元の詔であろう。宝亀十一年が終わると明けて一月次のような詔をだすがそこには伊勢神宮復活の意図がみてとれる。

この頃有司奏すらく、伊勢の齋宮にあたる所に、美雲見ゆる。正に大瑞に合へりと。彼の神宮は国家の鎮むる所。天より之に応ず。

すなわち、役人たちが「伊勢の齋宮にみられた美しい雲は、まさに大瑞に相当するもの」と奏上したため、「かの神宮

は国家の鎮めとする所であり、天がこれに応えたもので吉祥であるとし「天応」と改元された。「美雲」が見えたのは、他ならぬ「齋宮」の上であった。

祥瑞としての雲についての記述は、文武朝の「慶雲元年」、元明朝の「靈龜元年」等があるが、称徳朝には神護景雲元年八月、等由氣宮（今の外宮）の上に五色の瑞雲が現れたと伊勢国守が奏上し、さらに「西北の方角」にもみえたとする陰陽寮の奏上がある。この称徳朝の場合は今の外宮に相当するところに慶雲があらわれたというものであり、地方神の台頭が顕著であったこの時代であればこそこうした伊勢を主張する奏上がなされたのであろう。それを称徳は「天照の恵み」であるとはいっても、それによって鎮護国家を標榜することはしていない。

孝謙即位（七四九・天平勝宝元年七月）の年の十二月に八幡神が入京、新殿まで作って以来、八幡神は託宣をして大仏建立への協力を宣言——それは仏教への神々の帰依を象徴するものであった。と同時に、天皇にとっては二つの異なる宗教によって国家を鎮護する古代国家の理想の姿であったともいわれる。しかしながら次第に台頭する八幡神は称徳朝に入るや宇佐八幡のヒメ神に封戸六百戸が与えられるまでになる。それは「神願」かあるいは「加護」を求めた故かともいわれるが、続いて道鏡が法皇の位につくのが同じ年であり（七六六・天平神護六年）、伊勢の国守が景雲のことを奏上したのはその翌年であった。台頭する地方神に対する伊勢の主張とみて間違いない。そしてその二年後には、ついに宇佐八幡の神託事件が起き、称徳朝は終わりを迎えることになった。

光仁朝は伊勢との関わりでいえば、伊勢神宮月読神の祟りではじまり、神祇祭祀奨励、そして伊勢復活の詔と続いていく。その伊勢神宮復活の宣言は鎮護国家としての伊勢神宮、王権の支柱としての伊勢の存在を再認識させたものであったが、さらに光仁天皇の「天応」の改元は、「伊勢齋宮」に美雲見ゆるとするところからも、齋宮復活を宣言したものと認められるであろう。そして時代は桓武朝へと入っていく。

桓武朝には酒人の子、朝原内親王の齋宮派遣があった。母と娘二代にわたる齋宮派遣の状況を見るとそれがともに伊勢の祟りの直後であったことから、その鎮めのための齋宮派遣という意味が浮かび上がってきたはしまいか。齋宮とは一般には天皇の代替わりごとに交代するといわれているが、右の酒人・朝原の場合は従前とはやはり事情が違っているよ

伝承としての近親婚 (三)

うに思われる。

ここで斎宮の卜定状況を確認しておきたい。天武以来この方、記録で判明するものは次のようである。

天皇	即位年月	斎宮 卜定年月	斎宮
天武	六七二 天武二年一月	六七二 天武二年四月	大伯皇女 (なし)
持統	六八七 持統元年	六九八 文武二年九月	多紀皇女
文武	六九七 文武元年八月一日	七〇一 大宝元年二月	泉内親王
元明	七〇七 慶雲四年七月十七日	七〇六 慶雲三年八月	田形内親王
元正	七一五 靈龜元年九月二日	七二七 養老元年四月	智務女王
聖武	七二四 神龜元年二月四日	七二一 養老五年九月	円方女王
孝謙	七四九 天平勝宝元年七月二日	七二七 神龜四年	久勢女王
淳仁	七五八 天平宝字二年八月一日	七四四 天平十六年	井上内親王
称徳	七六四 天平宝字八年十月	七四九 天平勝宝元年九月	井上内親王
光仁	七七〇 宝龜元年十月一日	七五八 天平宝字二年八月十九日	県女王
桓武	七八一 天応元年四月三日	七七二 宝龜三年十一月	小宅女王
		七七五 宝龜六年四月	安倍内親王 (なし)
		七八二 延暦元年八月一日	酒人内親王
			浄庭女王
			朝原内親王

『日本書紀』・『続日本紀』・『国史大辭典』(斎宮一覽)より)

右に判明する限り、斎宮卜定は天武は即位の年、文武は即位の翌年、元正は即位の翌々年と少しずつ後れており、元正時代に卜定された井上内親王は聖武朝になっても任を続け、天平十八年(七四六)、二五年後に退下のことがあった。し

かし、孝謙は即位の同年つまり七月即位でその九月に、淳仁は八月一日即位でその同月十九日にそれぞれ齋王を卜定しており、光仁朝近くの例は、即位に極めて近い日時に卜定のことが行われていることがわかる。そして称徳朝は齋宮なし。光仁・桓武朝に復活した齋王卜定のがそれぞれ伊勢の崇りの直後ということになると、これは単に卜定の慣例に従ったとはいえなくなる。しかも酒人の宝龜六年四月の退下と同時に浄庭女王が卜定されているのは、きわめて異例のことであった。時あたかも、井上・他戸が没して異変が頻出していた時期でもあったのである。どうやら光仁・桓武の齋宮派遣は伊勢の崇りと不可分の関係があるといえそうだ。

五 齋宮の起源とその意味

ここで「齋宮」の根源的な意味を問うておこう。まずは齋宮の起源から確認しておきたい。周知のように、その起源は崇神朝に求められており、書紀には次のように記される。

(1) 崇神紀

五年、国内に疾病多く、民死亡者有りて、半ばに過ぎなむとす。

六年、百姓流離へ、或いは背叛あり。その勢、徳を以て治め難し。是を以て、つとに興き夕におそり、罪を神祇に請みたまふ。これより先に天照大神・倭大国魂二神を並びに天皇の大殿の内に祭る。然るにその神の勢を畏り、共に住みたまふこと安からず。故、天照大神を以て豊鍬入姫命に託け、倭の笠縫邑に祭り、よりて磯堅城の神籬を立つ。また日本大国魂神を以て淳名城入姫に託け祭らしむ。然るに淳名城入姫髪落ち体瘦せて祭ること能はず。

七年八月（昨夜の夢に一人の貴人あり。誨へて曰く）

「大田田根子命を以て大物主神を祭る神主となし、また市磯長尾市を以て倭大国魂神を祭る神主となせば、かならず天下太平ぎなむ」

崇神朝、ことの発端は「国内の疾病」の流行、百姓の流離・謀叛にあった。天皇は「罪」によって「国内」が治めがた

くなくなったことを認め神祇に謝罪した。それは齊藤英喜氏によると「疾病の蔓延は、神の祟りによると認識したから」ということになる。そこで天照大神と倭大国魂二神の祭祀が改められることになった。すなわち、それまで二神が天皇と「同殿共床」、つまり宮殿の中で同等に祀られていたものを、二神の勢いが畏れられ、離されることになったというのである。それは二神が宮殿の外で祀られるようになったということ、および、二神がそれぞれの祭り方を要求したという意味であろうと思われる。つまり崇神朝の祟りの根源は祭祀の方法にあったともいえるのだ。

宮殿の外で祀られることになった神々は始め、倭大神はヌナキノイリヒメが、天照大神は崇神天皇の皇女豊鍬入姫が倭笠縫邑で、それぞれ祀ったという。しかし問題は倭大神のほうにあった。ヌナキノイリヒメは、髪がぬけ体がやせ細り祀ることができなかったというのである。つまり祭祀者として適格でなかったということだろうが、その理由は夢託によって示された。すなわち夢託に従いオオタタネコが大物主神を祀り、また倭大国魂神は土地の氏族倭直祖（倭直氏祖シヒネツヒコ）に祀られることによって国内は治まったとする。すなわち祭祀者が問題であったことが知られるのである。

一方天照大神の祭祀も豊鍬入姫から倭姫に移ったがこの倭姫は伝承上の初代の斎宮であると考えられている。この倭姫登場の意味について考えるに、それは始めて神託を得た巫女ということに意味があるのではないだろうか。そのことは垂仁紀に次のように記される。

(2) 垂仁二五年三月

天照大神を豊鍬入姫命より離ちまつり、倭姫命に託けたまふ。ここに倭姫命、大神を鎮め坐させむ処を求めて、菟田の笹幡にいたり、更に還りて近江国に入り、東の美濃を廻り、伊勢国に到る。時に天照大神、倭姫命に誨へて曰く「この神風の伊勢国は、すなはち常世の浪の重浪帰する国なり。傍国の可怜し国なり。この国に居らむと欲ふ」とのたまふ。故、大神の教のまにまに、その祠を伊勢国に立て、因て斎宮を五十鈴川の上にたてたまふ。これを磯宮といふ。則ち天照大神の始めて天より降ります処。

ここでは、倭姫の巡歴が語られるが、「天照大神、倭姫命に誨へて曰く」というのは天照大神の始めての託宣があった

ということであろう。すなわち始めて天照大神の意思が通じた姫が倭姫であるに違いない。その任が豊鍬入姫ではなかったのは、倭の外部で天照大神を祀るのは倭を代表するヒメでなければならなかったからではないのか。この倭は紀に「大日本（ヤマト）豊秋津島」とあるように、ヤマトにも通じる意味をもつ。

そして倭姫は始めての神託を伊勢で得た。「この神風の伊勢国は、すなはち常世の浪の重浪帰する国なり。傍国の可憐し国なり。この国に居らむと欲ふ」と。天照大神の鎮座する地はヤマトではなく、ヤマトの東方の伊勢つまり「天原」であったのである。「天原」の觀念が「葦原中国」に対するものであること、そして伊勢が「天原」とみなされていたことなどは垂仁紀および「伊勢国」風土記等によって知ることができる。

(3) 垂仁紀「一に云はく」天皇、倭姫命を以て、御杖として天照大神に貢奉りたまふ。……倭大神、穗積臣が遠祖大水口宿禰にかかりて、誨へて曰く「太初の際に、期りて曰く『天照大神は、悉に天原を治らさむ。皇御孫尊は、もはら葦原中国の八十魂神を治らさむ。我は親ら大地官を治らさむ。』とのたまふ。言已にをはりぬ。然るに先の皇御間城天皇、神祇を祭祀りたまふと雖も、くはしくは其の源根を探りたまはずして、粗に枝葉に留めたまへり。故、その天皇、命短くましましき。是を以て、今し汝御孫尊、先皇の及かざりしことを悔いて、慎み祭りたまはば、汝尊の寿命延長く、また天下太平ならむ」とのたまふ。

(4) 「伊勢国」風土記

天日別命は、神倭磐余彦の天皇、彼の西の宮よりこの東の州を征ちたまひし時、天皇に随ひて紀伊の国の熊野の村に到りき。時に金の鳥の導きの随に中州に入りて、菟田の下縣に到りき。天皇、大部の日臣命に勅りたまひしく、「逆ふるともがら、膽駒の長髓を早く征ち罰めよ」とのりたまひ、また、天日別命に勅りたまひしく、「天津の方に国あり。その国を平けよ」とのりたまひて、即ち標の劍を賜ひき。天日別命、勅を奉りて東に入る。こと数百里なりき。

(3)によれば「天照大神は天原」を、「天皇は葦原中国の八十神」を、「倭大神は大地官」をそれぞれまっれば天下は太平であるというのである。また、(4)によれば、倭は「中州」とよばれ、伊勢は、その倭（中州）からみて「天津の方」にあ

る国であった。(3)にあるように天つ方はすなわち「天原」でもあった。天照大神に選ばれ、天照大神が鎮座する処という意味においても伊勢は倭(中州)からみて地上の「天原」(高天原)であったのだ。

地上の葦原中国の神々は天皇が祀り、ヤマトを代表する倭姫が「天原」の天照大神を祀るということであろう。すなわちヤマトの代表であるヤマトヒメが、「天原」の天照大神を祀ることによって葦原中国は天下太平であるということになるが、それは高天原と葦原中国の関係として神話的には次のように考えられるだろう。

記・紀神代には天照大神と高天原と葦原中国との関係が次のように述べられている。

(5) a (天照大神) 磐戸を閉して幽り居しぬ。故、六合の内常闇にして、昼夜の相代知らず。(紀、第七段)

b 「吾比石窟に閉り居り。おもふに、まさに豊葦原中国は、必ず長夜トコゆくらむ」(紀、第七段)

c 高天原皆暗く、葦原中国悉く闇し。これによりて常夜往く。……万の妖悉く発りき。(古事記)

右はスサノヲの暴挙に怒った天照大神が岩屋戸に隠るいわゆる天の岩屋戸の場面の一部である。a・b・cに共通していえることは、高天原の天照大神が岩屋戸に隠れると葦原中国も常夜の闇になるということである。⁸⁾すなわち高天原とは、この世の秩序の根源であった。そしてその高天原の主宰神は天照大神であった。記紀のこの論理をもって齋宮の意味を考えるなら、「ヤマト」の代表である「ヤマトヒメ」こそ葦原中国の秩序を握る存在だということになる。すなわち、伊勢(葦原中国)の天照大神をきちんと祀ることによって、高天原の安定した秩序がヤマトにもたらされるということではないのか。それが古代における齋宮存在の論理の意味であったと思われる。

以上のように、齋宮の意味を考えるなら、酒人・朝原は、まさにヤマトに安定した秩序をもたらすために派遣されたいわば「ヤマトヒメ」であったともいえる。さらにいうなら、伊勢の祟りによって生じたさまざまな怪異・災異を鎮める任を背負って派遣されたのがこの期の齋宮であったということになる。

六 結び——前斎宮の婚

酒人は宝龜三年十一月に卜定されたが、宝龜六年四月井上の死に際して退下。その後宝龜九年頃東宮妃になったかといわれる。桓武・酒人の間に誕生した朝原内親王は八一七（弘仁八）年三九歳で没するが、逆算すれば七七九年の誕生ということになるからである。

本稿の出発は、桓武・酒人の兄妹婚伝承がなぜ残り得たかの疑問を解こうとするところにあつた。観点を多少変えるなら、この兄妹婚とおぼしい事件が、なぜ皇太子の婚でなく、桓武という〈王〉の酒人寵愛伝承として伝えられてきたか、ということでもあるのだ。

たとえば「酒人 斎宮二品。桓武納之 母同桓武」（本朝後胤紹運録）とあることから、前斎宮であること、その前斎宮を王としての桓武が娶つたということ、そして同母であるということ等がわかるが、他方「寵幸まさに盛ん」であるとし、朝原内親王が誕生したことを伝えるのが「東大寺要録卷十」なのである（ただしここには同母とはない）。

前斎宮といえ、歴代斎宮のなかで井上は始めて入内し皇后となつた前斎宮である。しかも平城天皇の後宮に入内した前斎宮が朝原内親王ということになると光仁・桓武・平城と三代にわたつて前斎宮の後宮入りが続くことになるのである。（注・系図）

井上は上述した通り、「呪詛」事件にまき込まれ、廢后に追い込まれた前斎宮である。光仁朝の祟りも、怨霊による社会不安も、もとはといえはこの事件にあるといえた。光仁は前斎宮を後宮に迎えながら、結局は排除した。その一方で、伊勢の祟りを鎮めるために、不穩な災いを鎮めるために即座に酒人斎宮を派遣した。やがて退下したその酒人前斎宮を娶つた山部皇太子——それは、〈王〉の同母兄妹婚の伝承となつて一部に定着をみるわけだが、その伝承は桓武が政治的な怨霊に祟られ、また伊勢に祟られた（伊勢の失火事件こそ天下に知れ渡つた祟りであった）という人々の記憶のなかで形成されていったにちがいない。前斎宮を排除することによって伊勢に祟られた光仁朝のことを考えれば、桓武・酒人の同母兄妹婚伝承には、前斎宮に至上の位置を与えるための伝承者の積極的な意図がみてとれまいか。

兄妹婚が禁忌であり、しかもその伝承が不確かなものであるならそれは当然抹殺されてよいはずだ。それが一部であれ残り得たのは伊勢に祟られた〈王〉のあり得る方法であったからだ。前斎宮との禁忌を超えた「同母兄妹婚」という究極の愛の形の伝承として語ることは、すなわち間接的な伊勢の鎮めになり得たからであるにちがいない。

（注）

- （1）保立道久『平安王朝』
- （2）滝浪貞子『平安建都』（日本の歴史⑤）など。
- （3）「御霊信仰論——田楽と御霊絵巻から」（史層を掘る第IV巻『供儀の深層へ』）
- （4）林陸朗『桓武朝論』
- （5）北山茂夫『女帝と道鏡』
- （6）斎宮と伊勢の問題は大きく、周知のように歴史的立場からあるいは構造論からさまざまな見解があるが、ここでは記紀の論理の問題として考え今はふれない。今後それらについて熟考する予定である。
- （7）『アマテラスの深みへ』
- （8）神野志隆光氏は「高天原の問題がそのまま『葦原中国』をも貫き」、「『高天原』を根源とする世界秩序がそのまま『葦原中国』を覆う」という（『古事記の達成』）。

(系図)

